

生活介護サービス費 基本報酬算定の考え方について（令和6年9月時点）

令和6年度の報酬改定により、生活介護の基本報酬の考え方が大きく変更されました。厚生労働省から発出されている通知類を抜粋し、ポイントと共に記載します。

1. 基本的な考え方

生活介護サービス費の基本報酬については、利用者の障害支援区分、利用定員及び所要時間に応じた報酬単価を算定することとする。

所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。

生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。

なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。

★ポイント★

- ・個別支援計画の中で「標準的な利用時間」を定めてください。
- ・実際の利用時間ではなく、「標準的な利用時間」に基づいて基本報酬を算定します。
- ・送迎に要する時間は、原則として「標準的な利用時間」に含まれません。
- ・「標準的な利用時間」と実際の利用時間が合致しない状況が続く場合は、個別支援計画の見直しを検討してください。

2. 留意点

所要時間に応じた基本報酬を算定する際には、次の（ア）～（オ）に留意すること。

（ア）

当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。

(イ)

利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復 3 時間以上となる場合は、1 時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

(ウ)

医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が 10 点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が 6 時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1 日 2 時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。

(エ)

送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1 日 1 時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

(オ)

実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。

★ポイント★

- ・個別支援計画作成時に予定しなかった事由により、利用時間が短くなった場合は、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えありません。
- ・送迎に要する時間を「標準的な利用時間」に加える場合は、(イ) または (エ) の要件を満たす必要があります。
- ・利用時間が短時間にならざるを得ない利用者については、一定の配慮規程が設けられています。

・「標準的な利用時間」よりも実際の利用時間が長くなった場合、(オ)の要件を満たせば、実際の利用時間に応じて、報酬算定が可能です。

・定期通院による遅刻・早退・中抜けは、標準的な利用時間から差し引く必要はありません。

3. 入所施設における注意点

指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、8時間以上9時間未満の所要時間の基本報酬は算定できない。なお、指定生活介護のみの利用者については、生活介護計画に位置付けた標準的な時間に応じて報酬を算定することができる。

★ポイント★

・施設入所と生活介護の両方を同施設内で利用している方については、基本報酬の算定時間は最大で「7時間以上8時間未満」となります。

4. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A

令和6年6月時点で、下記のQ & Aが発出されていますので、ご参照ください。

■令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1 (令和6年3月29日)

【問26】 平日の営業時間が9時～16時（7時間）の事業所において、土日祝日の営業時間を平日と異なり9時～12時（3時間）と短時間としている場合、平日と同様に、サービス提供時間を7時間として算定して良いか。

（答）

土日祝日において、運営規定に定める営業時間を、平日より短時間としている場合には、現にサービスを提供した時間（この場合においては3時間）で報酬を算定すること。

なお、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、この限りではない。

【問27】 留意事項通知(6)②(ハ)ウに関して、障害特性等に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間となる場合の特例の対象者については、例示されている医療的ケアが必要な者、重症心身障害者、強度行動障害を有する者、盲ろう者に限られるのか。

（答）

限られるものではない。例えば、重度の身体障害や精神障害等に起因するやむを得ない理

由により、短時間となる場合も考えられることから、市町村において、利用者の状態等を勘案し判断されたい。

【問 28】 留意事項通知(6)②(一)ウに関して、「日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要する」場合については、実際に要した時間を、令和6年4月当初には見込むことが困難と考えられるが、前月の支援状況等を基に、おおよその見込みで所要時間を計算しても差し支えないか。

(答)

差し支えない。なお、生活介護計画の見直しの際には、支援実績等を勘案して見直しを行うこと。

【問 29】 生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

(答)

標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。

(イメージ)

- ・ サービス提供時間 4 時間
- ・ 送迎に係る配慮 1 時間
- ・ 障害特性に係る配慮 30 分
- ・ 送迎時の移乗等 30 分

合計のサービス提供時間 6 時間

■令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2 (令和6年4月5日)

【問 21】 生活介護サービス費の基本報酬については、個別支援計画における標準的な時間に基づき算定することとなったが、個別支援計画にどのように記載すればよいか。

(答)

生活介護においては、別添の個別支援計画書参考様式を参考に、個別支援計画を作成する。個別支援計画には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定(※)に該当する

時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載されたい。

※ 生活介護の配慮規定とは以下のこと

○ 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

○ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

○ 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

【問22】 生活介護サービス費の基本報酬については、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載し、その標準的な時間で報酬を算定することとなったが、実績記録票にはどのように記載すればよいか。

（答）

生活介護サービス提供実績記録票においては、従来どおり開始時間及び終了時間は実際のサービス提供時間を記載する。なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い新たに「算定時間数」を入力する欄を設けたところであるが、この欄には、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載した標準的な時間を記載することとなる。

<参考>

実績記録票の記載例は、厚生労働省ホームページにも掲載しているので参照されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

【問 2】生活介護サービス費の基本報酬を算定する際、「送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる」との配慮規定がある。

この配慮規定について、一度に複数人を同乗させる送迎ルートを設定して送迎する場合、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、配慮規定に該当し、同乗している利用者全員に対して、それぞれ1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができるか。

（答）

貴見のとおり、一度に複数人を同乗させる送迎ルートを設定して送迎する場合であっても、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、配慮規定に該当することから、同乗している利用者全員に対して、それぞれ1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

5. 参考資料

厚生労働省ホームページ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

※下記に記載の通知を含め、随時更新されておりますので、最新情報をご確認ください。

・個別支援計画書参考様式（※事業所独自の様式を使用いただいても問題ありません。）

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について＞通知・事務連絡＞事務連絡＞（Q&A）＞【別添】生活介護における個別支援計画書参考様式）

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（通称：留意事項通知）

・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和6年3月29日）

・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2（令和6年4月5日）

・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4（令和6年6月4日）

※報酬改定に伴い、これまでお問い合わせいただいた御質問については、参考資料として別途掲載しておりますので、併せてご参照ください。

【問合せ先】

横浜市健康福祉局障害施設サービス課

施設等運営支援係

電話番号：045-671-3607

メール：kf-syoshisetsu@city.yokohama.lg.jp